

ジュリアスを「犯人」とする証拠はない

倉庫、正面が大扉。ジュリアスさんが借りていた



2001年に兵庫県姫路市の郵便局で起きた2人組強盗事件で懲役6年の刑を受けたナイジェリア人のジュリアスさん(仮名)は、服役を終えて退去強制令を受けましたが、無実を訴えています。

「共犯は別人」自首した犯人証言

ジュリアスさんは自分が借りていた倉庫から強盗が奪った現金、犯行車両、犯人の着衣などが発見されたことで容疑をかけられました。

しかし、まもなく倉庫で働いていたナイジェリア人のオモ・デーブが改心して自首。共犯者は別のナイジェリア人で、倉庫はジュリアスさんに無断で使ったと証言しました。

そして犯人の遺留品からはジュリアスさんのDNA、毛髪、指紋は発見されておらず、

カメラ映像、翌週にひさの手術を控えているのに、こんなことする?



ジュリアスさんを有罪とする証拠はありません。

裁判官の主観で犯人と「推認」

ところが裁判官は、金品を倉庫に隠すことはジュリアスさんの関与がなければ「容易ではない」から犯人であることが「強く推認される」という理由で有罪認定しました。

しかし、倉庫の従業員であるオモの無断使用が「容易ではない」という証拠はありません。有罪判決は「容易ではない」という裁判官の主観で犯人性を「推認」しているだけの、きわめて脆弱な「証拠」構造で成り立っています。

路上にいただけで「犯人」?

そもそもジュリアスさんが疑われたのは黒人による強盗があったと聞いた市民が、路上で見かけたジュリアスさんを「犯人」と思い込んで警察に通報したためでした。そして判決は、事件直後にジュリアスさんが現場周辺にいたことを理由のひとつにあげています。

しかし、ジュリアスさんにとってそこは自宅も仕事場も近所にある生活圏です。それでも犯行の証明になるというのでしょうか。こんなことまで「状況証拠」に加えなければならないほど、ジュリアスさんと「犯行」を結びつける証拠はないのです。

警察・検察が証拠隠し

服役後、ジュリアスさんは検察庁に何度も通い、証拠を見せることを要求しました。すると、証拠のなかに、見たことのない鑑定書を発見しました。それは、オモの共犯者が落として



犯人の一人が帽子を脱いで顔をみせようとしたその瞬間、防犯カメラの画像が消える。検察は映像の原本は捨てたという。

いった帽子に、ジュリアスさんのものでもオモのものでもない第三者のものと思われる毛髪が付着していると記録した警察の鑑定書でした。警察・検察はこんなに大事に証拠を隠していたのです。

数々の新証拠で再審請求

また、弁護側の鑑定で帽子からも第三者のDNA型が発見され、犯人の靴のサイズもジュリアスさんより小さいことがわかるなど、新証拠が次々みつき、ジュリアスさんは再審請求を行いました。

さらに倉庫所有者の妻や、倉庫の向かいで働いていた人、仕事で倉庫に出入りしていた人の証言、陳述書から、倉庫の扉はジュリアスさんの不在時に開けっ放しだったり、様々な人が入れ替わり出入りしていたことも明らかにされました。

もし、これらの証拠が確定判決の前に提出されていたら、ジュリアスさんが犯人だと言い切れなかったはず。これは再審開始しありません。

ところが裁判所は再審を認めず、2022年3月、最高裁がジュリアスさんの訴えを退けたのです。

主観でなく証拠にもとづく裁判を

これまで再審を退けた裁判所の決定は、倉庫の鍵の管理状況がよく分からないことを認めています。また、犯人性を否定する方向の証

拠の存在も認めています。

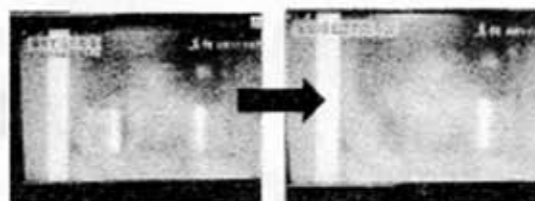
それでも有罪を維持する理由として棄却決定が最後に述べていることは、「オモがジュリアスさんを庇っているのではないか」という推論だけです。しかし庇っているという証拠もありません。

挙句の果てに、真犯人の特定と無実の証明が弁護側から「提出されていない」というのです。本来、検察側に有罪を証明する責任があるのが刑事裁判なのに、弁護側に真犯人を探し出して無実を証明せよといっているのです。

手術の予定と永住許可

当時、ジュリアスさんは膝をケガして、「左膝内側半月断裂、左大腿骨内顆骨壊死」と診断され、翌週は入院・手術の予定でした。このようなハンデを負いながら、カウンターを乗り越えて強盗をするでしょうか(写真)。

また、事件の5日前に日本の永住許可を取得したばかりでした。会社をつくり、妻や生まれて間もない子どももいて、人生これからという時に、強盗をする理由は全くないのです。



長髪のジュリアスさんに似せようとして、真犯人・オースティンの顔写真に髪の毛を塗り足した形跡。